

まちづくりと協働

長崎県男女参画・県民協働課
協働推進班 課長補佐 水町 良雄

まちづくりの概念

- 一応の定義 = ある地域(まち)が抱えている課題に対して、ハード・ソフト両面から課題の解決を図ろうとするプロセスのこと
- まちづくりは住民が主体となって、あるいは行政と住民とによる協働により実現
- まちづくりには、独自の地域資源(自然、歴史、文化、人材、技術等)の活用が大事

協働の概念

- 協働 = collaboration (成果を強調するとき)
= partnership (対等性を強調するとき)
- 同一の目的をなしとげるために、二人以上が協力して働くこと
- 住民やNPO等と行政が地域課題や社会の課題を一緒に考え、解決に向けて一緒に行動すること
- 課題解決やサービス提供の目的実現のための手段・方法

協働の背景

- 公共的な課題に取り組むNPOが増え、公共の担い手が行政だけでなくなくなったこと
- 住民ニーズが多様化、複雑化し、行政単独では担うことができない課題が増え、専門的なNPOと一緒に問題解決する方が合理的との理解が定着したこと
- 国の財政悪化と地方分権の進展に伴い、住民サービスの縮小が迫られ、行政サービスの在り方が見直される中で協働が注目されたこと
- 市町村合併の推進に伴い、協働の経験を通じて、住民自ら地域課題を解決していく自治へ向かうための能力を高めていく必要があること

協働の効果

区分	具体的な効果
住民	<ul style="list-style-type: none">•経験や知識・技術を持つ住民が活躍できる場が増える•きめ細かな充実した公共サービスが増える•地域課題の解決と地域社会の活性化につながる•新しい人間関係の創出やいきがいの発見ができる
NPO	<ul style="list-style-type: none">•単独では困難であった活動に財政的な支援を得る•人脈や経験、社会的了解など新たな資源を獲得できる•NPOの学習の場となり、エンパワメントできる•活動の活性化と基盤強化を図ることができる
行政	<ul style="list-style-type: none">•行政だけで解決できない課題をNPOが持つ専門性、迅速性によって、多様にきめ細かくサービスできる•協働の経験により、職員の意識改革が進み行政の在り方を見直すことができる•住民自治を支える行政への転換が図れる

県(男女参画・県民協働課)の取組

- ボランティア活動の活性化
- NPOの育成
- NPOとの協働の推進

- その他の部局では、情報公開(政策評価の公表、全世帯広報誌、HPの活用)、県民の意見の反映(政策提案、パブリックコメントの導入)、ながさき出前講座の開催、各分野でのボランティア育成・連携推進、NPO等との協働の推進等が行なわれている

ボランティア活動とは

誰もが人間らしく豊かに暮らしていける社会をめざして、それぞれが自分の身近なところで、日々の生活の中でできることを考え、自発的に行動に移していくこと

- 日々の生活の中で自然に取り組む活動です
- 人間としてあたりまえの行為であり、誰かに強制されてやるものではありません
- 結果として自分の人生を豊かにしてくれるものです
- 誰もが人間らしく豊かに生きるために、お互いに助け合いましょう
- 自分一人だけから「友人と一緒に活動」するよう取り組みましょう
- どんどん広がるボランティア

ボランティア団体・NPO・NPO法人

- ボランティア団体
- NPO = 市民活動団体及びボランティア団体で、非営利、公益的な団体。運営は、ボランティアに支えられている
- NPO法人 = 特定非営利活動法人法に基づく認証を受けた法人格を有する団体

ボランティア活動の活発化支援

- ボランティア活動支援条例の制定（平成12年）全国的にも早い制定
- 県民ボランティア活動の促進に関する基本方針策定（平成13年）
- NPOとの協働指針策定（平成15年、18年改正）
- NPOとの協働推進プラン策定（平成18年）
- NPOとの協働マニュアル策定（平成19年）
- 県民ボランティア活動支援センターの開設（平成12年）
- 市町社会福祉協議会と連携したボランティア活動支援

NPO等への支援

- 県民ボランティア活動支援センターの運営
- 助成金・補助金(行政、企業、基金等)情報の提供
- HPやメールマガジンを活用したボランティア・市民活動の情報提供
- 各種相談業務
- 法人格認証
- 災害ボランティア活動の支援(基金事業)

長崎県の「NPOとの協働指針」

- 「同じ目的意識を持った者同士が、それぞれの主体性・自発性のもとに、相互の立場や特性を認め、知恵や力を出し合って、共通する課題解決や目的に向けて協力すること」(県指針)
- 協働の基本原則(県指針)
 - 相互理解の原則
 - 対等の原則
 - 機会の平等の原則
 - 情報の公開の原則

協働の形態

区分	説明
政策形成への参画	審議会、協議会等への参画により、活動を踏まえた意見やアイデアを提案
事業共催	NPOと県が主体となり共同で事業を実施
実行委員会	NPOと県等で構成された実行委員会等が主催者となって事業を実施
事業協力(協定)	NPOと県との間で、それぞれの得意分野を生かした役割分担のもとに、協力して事業を実施。役割分担、双方の責任の範囲、経費負担、事業期間などを定めた協定書等の締結
委託	NPOが持つ専門性、柔軟性、先駆性などが発揮される事業をNPOに委託する
補助	県とNPOの両者の共通した目的達成のため、NPOが実施する事業に対し、県が資金を助成する。
指定管理者制度	公の施設の管理運営を行う指定管理者としてNPOを指定し、NPOの特性を生かした管理運営を行なう
その他	上記以外のもの

NPOの主な特性

- 自主活動を行なうNPOは、行政のように制度的な制約や様々な事務手続きに捉われることが少なく、社会貢献のための独自の目的に基づき活動することから、次のような特性を持ちます。

特性	説明
専門性	行政にはない専門性や独自のネットワークを活かし、より専門的な取り組みを行なうことが可能です。
先駆性	社会のニーズや課題を敏感に捉え、公的制度では対応が困難な新しい課題に、実験的で先駆的な取り組みを行なうことが可能です。
柔軟性	住民ニーズにきめ細かく柔軟に対応したサービスの提供が可能です。
機動性	制度的な枠組みに捉われることなく、必要に応じて迅速に対応することが可能です。
地域性	地域の課題や特性に応じた活動や行政区域などに捉われることなく活動されることが可能です。
自発性	自ら、社会サービスの提供や社会的課題解決を図ろうとする意欲的な人々の集まりで、独自の手法や行政とは違った視点から活動することが可能です。

最後に

- 協働は、地方分権が進む中、大きな公共と小さな政府をつなぐ、住民参加の行政を進める上で必要な手法
- 住民は、まちづくりのためには、自らまちを観察し、考え、意見を述べ行動することが必要
- 行政は、情報公開を徹底し、住民と対等の立場で地域経営に努めることが必要
- よりよい計画ができあがるよう期待しています